

## 8章. 4章から7章までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

### [1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

#### (1) 現状分析

三原駅周辺は、JR三原駅やバスターミナル、三原港など、公共交通機能が充実した利便性の高い交通結節点である。

また、市内バス路線は、郊外に向け交通網が形成されており、周辺地域のみならず広域からの公共交通アクセスの利便性が高い地区である。

しかし、モータリゼーションの進展等に伴い、公共交通機関の利用者は年々減少傾向にあり、平成15（2004）年度から平成25（2013）年度で、JR三原駅の年間乗車人員数は約7%減少し、バスの1日当たりの輸送人員数は平成20（2008）年度から平成25年度で、約17%減少した。

このため、今後予測される人口減少や高齢化の更なる進展、環境問題の高まりなどを踏まえ、誰もが利用しやすく、環境にもやさしい公共交通機関の利便増進を図ることが求められる。

#### (2) 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

このような現状から、中心市街地の活性化に向けて、誰もが快適に利用できる公共交通機関の利便性増進のために、一体的な事業の推進を図る必要がある。

#### (3) フォローアップの考え方

毎年度、基本計画に位置付けた事業の進捗調査を行い、必要に応じて、事業の促進などの改善を図る。

### [2] 具体的事業の内容

#### (1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

#### (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

#### ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

#### (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 レンタサイクル事業</p> <p>●内容 起伏が少ない中心市街地の特性を活かし、自転車の貸出サービスを行う。貸出拠点は、JR三原駅や三原港及び商店街等に設置する。</p> <p>●位置 本町・城町・館町・港町・円一町</p> <p>●実施時期 平成27年度～</p>	<p>三原観光協会及びNPO法人まちづくり兔</p>	<p>&lt;位置付け&gt; 来街者の多様なニーズに応えるため、公共交通の結節点と商店街の休憩所（空き店舗活用）で自転車を貸し出し、公共交通機関での来訪者等の移動利便性や回遊性の向上を図る。</p> <p>&lt;必要性&gt; 来街者の増加、商業の活性化、集客力及び回遊性の向上を図るために必要な事業である。</p>	<p>●支援措置</p> <p>●実施時期</p>	
<p>●事業名 タウンモビリティ事業</p> <p>●内容 JR三原駅や三原港等の交通結節拠点に貸出できる電動三輪車等を配置する。</p> <p>●位置 本町・城町・館町・港町・円一町</p> <p>●実施時期 平成28年度～</p>	<p>民間事業者</p>	<p>&lt;位置付け&gt; 来街した高齢者等に電動三輪車等を貸出し、通院や買物などの行動がスムーズにできるようにする。</p> <p>&lt;必要性&gt; 来街した高齢者等の回遊性の向上を図るために必要な事業である。</p>	<p>●支援措置</p> <p>●実施時期</p>	